

# 福岡市職員のための 性的マイノリティ対応ハンドブック



福岡市市民局人権部人権推進課

令和2年度

## 目次

<b>1. はじめに</b>	
1) さまざまな性	..... 2
2) LGBT と SOGI	..... 2
3) 性的マイノリティの当事者がおかれている状況	..... 3
<b>2. 市民等への対応</b>	
1) 窓口での対応	..... 4
2) 電話での対応	..... 5
3) 公共施設利用時の配慮	..... 5
4) 災害時の対応	..... 5
5) パートナーシップ宣誓制度	..... 6
<b>3. 職場等における対応</b>	
1) 職場等での言動	..... 7
2) プライバシーの保護	..... 7
3) 職員の選考	..... 8
4) 職員の勤務条件等	..... 8
<b>4. 相談窓口（職員向け）</b>	..... 9
<b>5. 各種事業・制度等の見直し</b>	
1) 申請用紙等の性別記入欄	..... 9
2) 所管事業の見直し	..... 9
3) 福利厚生制度等	..... 9
<b>6. 性的マイノリティに関する用語</b>	..... 10
<b>7. 相談窓口（市民向け）</b>	..... 11
<b>8. 福岡市を中心に活動する LGBT 関連団体</b>	..... 12

## 1. はじめに

福岡市は、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合いながら、市民がいきいきと輝くまちを目指しています。

近年、性的マイノリティについて、メディアなどで取り上げられる機会が増え、その存在が徐々に認識されつつありますが、社会の理解はまだ十分とは言えません。

平成 29 年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、人権上問題があることとして「性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」と回答した人の割合が回答者全体の 3 割にのぼっています。

福岡市は、性的マイノリティの人権問題の解決に向けて「性的マイノリティに関する支援方針」を策定し、具体的な取組を進めています。

私たち市職員は、特定職業従事者として、常に高い人権意識を持って市民と接することが求められていますが、性的マイノリティへの配慮（人権意識）が不足していると、窓口や電話での私たちの何気ない対応が、当事者である相手の心を深く傷つけてしまうことがあります。

このような問題を解決するため、市職員として性的マイノリティについて正しく理解するとともに、当事者へ適切に対応するための要点をまとめたハンドブックを作成しました。

どうか、日々の業務にお役立てください。



### レインボーフラッグ

6つのカラーは、性的マイノリティの当事者に対する人権尊重と応援を意味します。

## 1) さまざまな性

性は多様です。世の中には、男性と女性しかいないのでしょうか。性を考えるうえで、4つの要素から捉えることができます。

### 性の4要素

**身体の性**  
戸籍に記載されている性別

**性自認**  
**自認する性**  
自分の性別を自分でどう思うか

私は男？  
やっ  
どっちも違う？



**性的指向**  
**好きになる性**  
どういった人を好きになるか

**表現する性**  
服装やしぐさ、言葉づかいなど



性のありようは、一人ひとりに個性があるように、その表れ方や組み合わせも人によって様々です。

## 2) LGBT と SOGI

LGBTとは、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の一つです。この他にも、アセクシュアル(無性愛者)、クエスチョニング(性自認や性的指向が明確でなく揺れ動いている人)など、様々な人がいます。

(性的指向)		(性自認)	
<b>L</b>	<b>G</b>	<b>B</b>	<b>T</b>
レズビアン Lesbian	ゲイ Gay	バイセクシュアル Bisexual	トランスジェンダー Transgender
女性として女性が好きな人	男性として男性が好きな人	性別にかかわらず恋愛対象になる人	生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人(性同一性障がい(性別不台)を含む)

また、LGBT などの性的マイノリティに限らず、好きになる性が何か（性的指向：セクシュアル オリエンテーション (Sexual Orientation)）と、自分の性が何か（性自認：ジェンダー アイデンティティ (Gender Identity)）という組み合わせは十人十色です。誰もが、SOGI の多様な性のグラデーションの中で生きています。

### 3) 性的マイノリティの当事者がおかれている状況

社会の“当たり前”によって、幼少期から様々な困難に直面している方や、差別や偏見を恐れてカミングアウトできずに、当事者と知られないよう生活している方もいます。

#### LGBT などの性的マイノリティは、8.9%いる※

性的マイノリティの割合は、8.9%いる、という民間の調査結果が発表されました。これは、11人に1人は性的マイノリティの当事者がいることになり、血液型のAB型や左利きの人と同じ割合とされています。

あなたの地域や職場でも、すぐ近くにいるのです。そのことを前提に行動しましょう。

※電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」調べ



## 2. 市民等への対応

私たち市職員は、業務を行ううえで、窓口や電話、地域への訪問など多くの場面で、市民と接しています。

書類上の性別や外見などが必ずしもその人の性自認を表しているとは限りません。また、性的指向の違いにより、パートナーが異性とは限りません。そして、DVは同性間でもあり得ます。

性的マイノリティの当事者は、いないのではなく、見えないだけ、ということ意識しましょう。

### 1) 窓口での対応

◎性自認や性的指向は多様です。

- 固定観念や先入観、偏見を持たないようにします。

#### ① 相手への呼びかけ

→ 性別や関係性を決めつけない呼びかけをします。

例) 夫, 妻, ご主人, 奥様 → パートナーの方,  
お連れ合い, 相手の方

例) お父さん, お母さん → 保護者の方, ご家族の方

→ 本人の性別が周囲にわからないように呼びかけます。

例) 受付番号や名字のみの呼びかけ

#### ② 本人確認

本人と、本人が提出した書類、本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）の記載事項（氏名、写真、性別など）を確認する際、下記の配慮をして行います。

→ じろじろ見比べない、聞き直さない、周囲の人に聞こえるような大きな声で話さないようにします。

→ 本人確認を工夫して行います。

例) 書類の氏名や性別の欄を指さし、「これで間違いないですか?」「これでよいですか?」と尋ねる。

例) 生年月日か住所などの他の方法で確認する。

例) 場合によっては、筆談で行う。

## 2) 電話での対応

電話の相手の性別や相手のパートナーが同性であることが、双方の電話の周囲の人に気づかれないよう配慮します。

- ① 内容によっては、答えたくないことがあるので、相手の意向を確かめながら会話を進めます。

例) 「答えにくいことは答えなくていいです。」

「…をお聞きしてよろしいですか?」…など。

## 3) 公共施設利用時の配慮

「みんなのトイレ」の利用は一応有効ですが、利用を強制すると、本人の性自認を無視することになりかねません。

- ① 施設（トイレ、入浴施設、宿泊施設など）の利用については、性自認に配慮して、性的マイノリティ当事者の意思を確認しながら案内します。

例) 利用時間をずらす。

例) 離れた場所に同様の施設があれば、そこに誘導する。

## 4) 災害時の対応

避難所には、性的マイノリティの当事者もいて、避難所運営スタッフの対応に戸惑ったり、自分のセクシュアリティを打ち明けたり、相談することができずに悩む人もいます。性的マイノリティの避難者が安心して相談できる雰囲気づくりに努めます。

- ① 避難所を運営するうえで、レイアウトやルール作りにおいて、可能な範囲で性的マイノリティの当事者に配慮します。  
例) 男女専用とは別に、誰でも利用できるトイレや更衣室などを設置する。
- ② 生活必需品（衣料品や生理用品など）は、人目に配慮した場所に置き、自由に使えるようにします。
- ③ 職員が相談を受けたり、匿名による意見箱等を設置したりする等、ニーズの把握に努め、様々な制約がある環境の中で、可能な範囲で対応します。

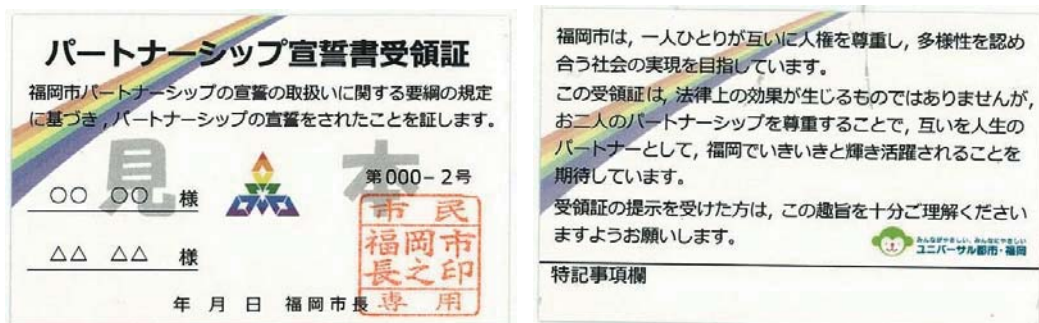
## 性的マイノリティに関する支援方針を策定

福岡市は、性的マイノリティの当事者やその家族などが抱える困難に関する理解やその解決のため、具体的な支援を行い、当事者が安心して自分らしく過ごせ、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めるため、平成30年3月に支援方針を策定しました。

この支援方針にもとづき、当事者や家族向けのパートナーシップ宣誓制度やLGBT電話相談（P11参照）、性的マイノリティ交流事業（P11参照）などの支援事業のほか、市民や企業・団体向けの講演会の開催や、リーフレットやホームページによる情報発信、学校教育における取組などの教育・啓発事業を行っています。

### 5) パートナーシップ宣誓制度

一方または双方が性的マイノリティである二人のパートナー関係を尊重するもので、宣誓された二人には福岡市がその証として受領証をお渡ししています。（ただし、法律上の効果（婚姻や相続、税金の控除など）が生じるものではありません。）



福岡市パートナーシップ宣誓受領証（表面・裏面）

性的マイノリティの当事者に対する支援事業として、全国でもパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が増えています。そこで、本市では、簡易な手続きで、転居しても受領証を返還せず使えるよう、他の自治体と連携して環境づくりを進めています。





### 3. 職場等における対応

上司や同僚、部下など、あなたの職場や関係機関・団体等にも性的マイノリティの当事者がいるかもしれません。そのことをふまえて行動しましょう。

#### 1) 職場等での言動

性自認、性的指向、表現する性に関する不適切な発言を慎みます。

→ 差別的発言をしません。

例) 「ノーマル、アブノーマル」「ホモ」「オカマ」「おなべ」「おねえ」「あっち系」「そっち系」などの言葉。

→ 会話で笑いのネタにするような表現を慎みます。

例) 「●●課の□□さんは、きっとホモだ。気持ち悪い。」  
「あいつは見た感じ“あっち系”で普通じゃない。」などの会話や、宴会でふざけて女装するなど。

#### 2) プライバシーの保護

性自認や性的指向についてカミングアウトや相談を受けた職員は、打ち明けた本人の思いを真摯に受け止め、センシティブ\*な個人情報として保護しなければなりません。

※センシティブ：微妙で慎重を要するの意

→ カミングアウトした本人の同意なしに、性的指向や性自認などについて、他者に伝えるアウトティング（P10「6. 性的マイノリティに関する用語」参照）は、絶対にしません。

→ 管理職や他の職員との情報共有が必要な場合でも、必ず本人の同意を得て行います。

#### 一橋大学アウトティング事件

平成 27 年 4 月、一橋大学において、恋愛感情を告白された同性の友人が本人の了承無しに、第三者に伝えたこと（アウトティング）をきっかけに、告白した学生が投身自殺したとされる事件。告白した学生は、生前、大学内でも相談をしていましたが、当時の対応が不十分であったとして、翌年、死亡した学生の遺族がアウトティングをした友人と大学の責任を追究して損害賠償を求める民事訴訟を起こしました。

### 3) 職員の選考

#### ① 面接時の留意点

→ 職務上の能力とは関係のないことを話題にしたり，差別的な言動をとったりしないようにします。

また，カミングアウトされても，驚かず，本人の話を傾聴します。

例) 「男らしさ，女らしさ」，外見，容姿，言葉遣い，しぐさを話題にすること。

#### ② 合否判定時の留意点

→ 判定は本人の適性，能力をもとにして行います。

→ 性自認，性的指向，容姿，言葉遣い，しぐさは基準にしません。

### 4) 職員の勤務条件等

本市は，平成 31 年 4 月 1 日からパートナーシップ宣誓制度を利用した職員に対して，結婚休暇に準じるパートナーシップ形成休暇制度を新設するとともに，介護休暇等における被介護者の範囲に職員とパートナー関係にある者を加えることとしました。

また，令和 2 年度から，貸与被服について，体格の違いによるものを除き，男女で共通の仕様に統一または選択できるようにしました。

- 部下職員から申請があった場合，それは上司に対するカミングアウトと同じです。
- 本人の思いを真摯に受け止め，アウティングにならないよう，十分気を付けます。

→ 所属長を含む他の職員は，本人の同意なく他の人に話したり，周囲への情報提供を決して強制したりしないようにします。

#### 4. 相談窓口（職員向け）

- **職員健康相談室（本庁舎 8 階北側 職員健康課内）**

心と体の健康について相談を受け付けています（原則として予約制）。

時 間：月～金曜日 10：00～16：00（祝日・年末年始を除く）

電 話：092-733-5577（内線 1388）

F A X：092-733-5900

メール：kenkosodan@city.fukuoka.lg.jp

- **福岡市職員厚生会会員相談**

健康医療やメンタルヘルスなどの相談を受け付けています。電話のほか、面談や Web でもカウンセリングを行っています。

詳細は「会員相談事業」（全庁 OA システムの庁内リンク（福利厚生→厚生会））をご参照ください。

時 間：メンタルヘルスの相談 9：00～22：00（年中無休）

健康相談等 24 時間（年中無休）

電 話：0120-694-506

#### 5. 各種事業・制度等の見直し

- 1) 申請用紙等の性別記入欄

各種書類、アンケート用紙の性別記載欄については、自分の性別が判然としない人や、戸籍上の性別とは違う性別を生きる人は、二者択一の「男性」「女性」の記入を苦痛に感じます。このため、性別記載欄の必要性を点検し、廃止に向けた見直しを検討します。

- 2) 所管事業の見直し

事実婚や内縁関係者に対し、すでに法律婚と同様に取り扱っている事業については、パートナーシップ宣誓制度（他の自治体との連携を含む）の宣誓をした当事者にも同様の取り扱いができるよう、条件の緩和や適用範囲の拡大を検討します。

- 3) 福利厚生制度等

パートナーシップ宣誓制度の宣誓をした職員を対象とした給付や休暇などは、関係法令をふまえるとともに、事実婚等の職員の対応や他自治体の動向も参考にしながら、導入を検討します。

## 6. 性的マイノリティに関する用語

用語	意味
エックス X ジェンダー	出生時に割り当てられた性別に関わらず、性自認が女性、男性に二分できないトランスジェンダー
アウティング	本人の同意を得ずに、性自認や性的指向などのセクシュアリティを暴露すること
アセクシャル	他人に恋愛感情を抱かない人
アライ	英語の Ally が語源で、LGBT をはじめとする性的マイノリティのことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のこと
カミングアウト	自分が性的マイノリティの当事者であることを認め、それを自らの意思で他者に伝えること
クエスチョニング	性自認や性的指向が明確でない・探している人、決めかねている人、あえて決めない人
ゲイ	男性として男性が好きの人
シスジェンダー	出生時に割り当てられた性別と、自身の自認する性別が同じ人
ジェンダー	社会的・心理的な性別。生物学的性別を基盤とした文化的価値、態度、役割、習慣及び特徴の総和がジェンダー
セクシュアリティ	性的指向や性自認などを含む性のありよう全体を指す言葉
トランスジェンダー	生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人
バイセクシュアル	性別に関わらず恋愛感情を抱く人
パンセクシュアル	全てのセクシュアリティの人が恋愛や性愛の対象となる人
ヘテロセクシュアル	異性愛者。その人の性自認を基準として性的指向が異性に向く人 ⇨ホモセクシュアル
ホモセクシュアル	同性愛者。⇨ヘテロセクシュアル
レズビアン	女性として女性が好きの人

※「ホモセクシュアル」を「ホモ」、「レズビアン」を「レズ」と呼ぶなど、省略した言い方は差別的に響くことが多いため、省略はしません。

## 7. 相談窓口（市民向け）

- **性的マイノリティの方やその周りの方々の様々な悩みや困りごとに関する弁護士による無料相談**  
**（LGBT 電話相談(福岡市・福岡県弁護士会)**  
第 2 木曜日・第 4 土曜日の正午～午後 4 時  
電話：070-7655-1698
- **性同一性障がい（性別不合）に関する相談**  
**（福岡市精神保健福祉センター）**  
第 1・3 水曜日の午前 10 時～午後 1 時（祝日・年末年始を除く）  
電話：092-737-8829
- **家庭や職場，DV，男性の様々な悩みに関する相談**  
**（福岡市男女共同参画推進センター(アミカス)**  
午前 10 時～午後 4 時 30 分（年末年始を除く）  
※ 第 2・第 4 月曜日は午前 10 時～午後 8 時（祝休日を除く）  
電話：092-526-3788
- **こどもに関する相談**  
**（福岡市こども総合相談センター(えがお館)**  
24 時間対応（年末年始を除く）  
電話：092-833-3000
- **人権に関する相談**  
**（福岡市人権啓発センター(ココソク)**  
月～金曜日の午前 10 時～午後 5 時（正午～午後 1 時，祝休日・休館日・年末年始を除く）  
電話：092-717-1247
- **みんなの人権 110 番**  
**（法務省 福岡法務局）**  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く）  
電話：0570-003-110

### 性的マイノリティ交流事業（福岡市の取り組み）

毎月 1 回，当事者やその関係者などが集まって，悩みや情報を共有できる場です。

事前申込み不要，参加費無料

詳細は「福岡市 性的マイノリティ交流事業」で検索

## 8. 福岡市を中心に活動する LGBT 関連団体

- **NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会**

LGBT の家族や友人などによる会。どのような人も自分らしく安心して暮らせる、多様性を認め合える社会をつくる活動を実施。

URL <http://lgbt-family.or.jp/>

- **NPO 法人 Rainbow Soup**

福岡を拠点に SOGIE や LGBT 等性的マイノリティ関連の情報発信・啓発活動を実施。

URL <https://rainbowsoup.net/>

- **一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会九州支部**

性同一性障害の専門の団体で、福岡市を拠点に交流会の開催、当事者及びその家族の方の相談や講演を開催。

URL <https://gids.or.jp/aboutus/branch/kyushu>

- **NPO 法人カラフルチェンジラボ**

九州レインボープライドをはじめ、啓発イベントや講演会、研修会を開催。

URL <https://cclabo.org/>

- **FRENS**

福岡を拠点に、24 歳以下の LGBTQ+ の子ども・若者のサポートのほか、交流会、電話相談、講演会活動を実施。

URL <https://www.frenslgbtq.com/>

- **GID Link**

性同一性障害の当事者が設立した自助団体。福岡県の啓発・研修講師団講師あっせん事業の講師として、企業内研修や教職員研修、誰でも学べる講演会・交流会を開催。

URL <https://gidlink.info/>

- **Deaf LGBTQ Fukuoka**

福岡のろう LGBTQ 当事者団体。福岡県を拠点にろう LGBTQ コミュニティづくり, 講演やワークショップ, 手話通訳士・者のための講座を実施。

URL <https://www.facebook.com/Deaf-LGBTQ-Fukuoka-600576450275650/>

- **福岡コミュニティセンターHACO**

HACO は主にゲイ・バイセクシュアル男性に向けて, HIV/エイズや性感染症の予防啓発を軸に活動をし, 同時にセクシュアルマイノリティの方々が自由に利用できるスペースを博多区住吉にて運営。

URL <http://loveactf.jp/>

- **LGBT とともに生きる弁護士の会・九州**

弁護士有志による団体。性的マイノリティの権利を守るための活動を実施。

URL <https://www.facebook.com/lalq2015/>